

# 議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和4年第6回定例会

## 1 案件名

議案第76号 佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

## 2 概要

給料表及び一般職の勤勉手当並びに特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を改める。

## 3 理由、趣旨、目的、内容等

人事院勧告等に伴い、給料表及び一般職の勤勉手当並びに、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。

### 第1条

- ・職員の令和4年12月期の勤勉手当支給割合の引上げ

一般職員 12月期 0.95月 → 1.05月 (+0.10月)

【年間 1.90月 → 2.00月 (+0.10月)】

内再任用職員 12月期 0.45月 → 0.50月 (+0.05月)

【年間 0.90月 → 0.95月 (+0.05月)】

特定幹部職員 12月期 1.15月 → 1.25月 (+0.10月)

【年間 2.30月 → 2.40月 (+0.10月)】

内再任用職員 12月期 0.55月 → 0.60月 (+0.05月)

【年間 1.10月 → 1.15月 (+0.05月)】

- ・行政職及び医療職給料表の増額改定（別表第1、第2）

30歳台半ばまでの職員の在職が想定される号給について増額改定

### 第2条

職員の本改定により引上げられる勤勉手当支給割合の令和5年度以降における6月期及び12月期への分割

一般職員 6月期、12月期とも 1.0月(再任用職員は0.475月)

【年間2.0月(再任用職員は0.95月)】

特定幹部職員 6月期、12月期とも 1.2月(再任用職員は0.575月)

【年間2.4月(再任用職員は1.15月)】

### 第3条

- ・特定任期付職員の令和4年12月期の期末手当支給割合の引上げ

12月期 1.625月 → 1.675月 (+0.05月)

【年間 3.25月 → 3.30月 (+0.05月)】

- ・給料表の増額改定(別表)

#### 第4条

特定任期付職員の本改定により引き下げられる期末手当支給割合の令和5年度以降における6月期及び12月期への分割

6月期、12月期とも 1.65月【年間3.30月】

#### 4 その他の事項

施行日：第1条及び第3条 令和4年12月1日(給料表の増額改定は令和4年4月1日遡及)

第2条及び第4条 令和5年4月1日